

# 地域再生計画

## 1 地域再生計画の名称

多文化共生社会の形成を目指した地域形成計画

～智の拠点と連動した人材育成及び活用による地域再生～

## 2 地域再生計画の作成主体の名称

群馬県

## 3 地域再生計画の区域

群馬県の全域

## 4 地域再生計画の目標

地域における多文化共生を推進する意義は、国籍や民族などのちがいにかかわらず、誰もが個性や能力を発揮して、活力ある豊かな地域社会の形成を可能にすることにある。地域社会の活力を維持するためには、すべての県民がその持てる能力を発揮して、地域における様々な分野に参画することが重要である。外国人県民と日本人県民がともに参画していくことが、これからの地域社会において求められている。

近年のグローバル時代を背景に、外国人の受け入れは、予測を遙かに超えて進んできた。特に、群馬県では、産業集積の進んだ東毛地域を中心に、南米日系人の定住化、集住化が進展し、地域社会に大きな影響を与えてきている。

また、産業集積地域だけでなく、農山村地域においても、農業研修生として、あるいは日本人の配偶者等として外国人の受け入れは確実に進んでいる。したがって、今後は国籍や民族等の異なる人々がともに生きる地域社会の形成に、都市部、山間部を問わず、自治体の共通の課題として取り組んでいくことが求められている。

集住地区では市町村を中心として主に交流イベントの開催や在住外国人の生活相談等の個別施策を展開してきたが、在住外国人の日常生活の様々な場面での諸課題への対応には限界が生じており、より総合的・体系的な対応が必要になっている。

また、在住外国人の多くは間接雇用の形で就労しているため、就労先や居住地が度々変わる傾向にあり、生活実態等がよく把握できていない。そのため、在住外国人に情報が届きにくい、在住外国人の生活にどのような課題が生じているのか日本人住民がわからない、在住外国人と地域の日本人住民がどのように関わっていけばよいのかがお互いにわからない等の課題が起こっていると考えられる。

伊勢崎市、太田市、大泉町を含めた地域は、東海地域と並んでニューカマーと呼ばれる南米日系人等の有数の集住地域である。なかでも大泉町は、人口比17.2%で全国の市町村の中でも南米日系人等の集住がとりわけ高く、ブラジル人等のコミュニティが形成され、日本語が理解できなくても生活できる環境にあると言われている。また、伊勢崎市は、全国の市町村の中で最もペルー人が多い。

法務省統計の数値で比較すると、群馬県は登録者数では全国13位であるが、ニューカマーの人口比率は2.3%となり、静岡、愛知、岐阜について4位となる。

在留資格別に見ると、ニューカマーの多くが認められている在留資格である「定住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者」が全体の69.7%を占めているが、近年は、「研修生」が増加傾向にあり、従来外国人の少ない農村部でも農業研修生として在留する中国人が増えている地域もある。

1990年以降、前述したように外国人県民の増加、特にニューカマーを中心とした外国人労働者が増加し、滞在の長期化や家族の帯同等に伴い、地域社会においては様々の課題が生じてきた。こうした状況に対応して、外国人県民に対し直接行政サービスを提供する主体である市町村は、地域の実情に応じて、就学支援、日本語学習支援、多言語情報の提供など先進的な取り組みを行ってきた。県においても、群馬県国際交流協会とともに、情報提供や相談窓口の設置等の支援施策を講じ、外国人県民の生活の安定に取り組んできた。さらに県では、2004年「外国人と共生するまちづくりプロジェクト」を設置して、多文化共生に向けて今後の施策のあり方について検討を行い、その結果、翌2005年全国に先駆けて「多文化共生支援室」を設置した。また、群馬県総合計画「21世紀のプラン」（2006年策定）においても、「多様な人々の共生を推進する」を重点戦略に掲げ、多文化共生の地域づくりの推進に努めるなど、従来の外国人支援施策をさらに発展させて多文化共生施策を始め、以来、市町村や群馬大学などと連携して、様々な施策に取り組んできた。

2006年度には、外国人集住地域を対象に、全国初となる広域圏レベルでの多文化共生の地域づくりのための調査を実施、外国人の生活状況の実態や外国人を受け入れる日本人住民の意識を調査するとともに、企業や学校と連携した事業を通して、多文化共生社会の実現に向けた課題と必要な取り組みを検討し、「地域の生活者としての在住外国人の自立と社会参加を、在住外国人、日本人住民、企業、学校、NPO等地域の多様な主体が協働して支え合う仕組みをつくること」が多文化共生社会の形成に必要なことを明らかにした。（「北関東圏の産業維持に向けた企業・自治体連携による多文化共生地域づくり調査」（資料①））

これらの調査結果を受けて、群馬県は、2007年に県としての基本方針や役割をまとめた「群馬県多文化共生推進指針」を全国に先駆けて策定し、基本的な目標として「多文化共生社会の形成による豊かな地域づくり」を掲げ、様々な施策の推進に取り組んでいる。

多文化共生に関する施策については、基本的に市町村が中心になりながら推進していくことが望ましい。しかし、現状をみると、在住外国人に関する担当部署が庁内で分散している市町村や、多文化共生に関する施策体系を持たない市町村も多い。そのため、多文化共生の地域づくりに着手しても、施策の立案や庁内調整や地域の各構成員との調整等に苦慮する市町村は少なくない。県には、市町村レベルでは対応できない分野への補完といった基本的な役割がある。市町村と地元の様々な主体をつなぐコーディネーターとしての役割を県が担うことで、今後の取組に向けた具体的な地域の動きにつながる。多文化共生の地域づくりにおいては、市町村が推進しようとする初期段階において、市町村と地域の団体、既存の分野を超えた横断的な連携をコーディネートする役割が県には求められる。

そのため群馬県は、多文化共生の地域づくりを形成していくことを目標とし、以下の役割を果たすこととする。

(1) 多様な主体との連携・協働の推進と調整

県は、多様な主体が連携・協働できる環境づくりを進めるとともに、その調整役を担う。特に、県民に最も身近な行政サービスの主体である市町村に対しては、その行政施策を十分尊重し、役割分担を明確にするとともに、目指すべき地域づくりに向けて情報等を共有しながら協働して施策に取り組む必要がある。

(2) 広域的な課題や専門性の高い課題への対応

県は、県全体の状況を視野に入れながら、市町村の境界を超えた広域にわたる課題や専門性の高い課題に対して、関係する主体と連携して施策に取り組む。

また、外国人県民の少ない地域の課題についても先導的な役割を果たし、市町村との連携のもとに必要な施策に取り組む。

(3) 国への働きかけ

県は、外国人に係る法令制度を所管する国の方針が多文化共生施策に大きな影響を及ぼすことから、国に対して意見要望などの働きかけを行うとともに、同じ問題を共有している他県等と連携して施策の充実に取り組む。

## 5 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

同じ県域でも、外国人集住地区と中山間地域では多文化共生社会の実現に向けた地域づくりにおける課題は違って来る。たとえば、集住地域では日系人コミュニティと地域住民との文化的摩擦や児童生徒の教育等であり、中山間地域では日本人配偶者や研修生の孤立化等である。

地域ごとの課題や状況に対応した「多様な主体が参加・協働して支え合うシステムの構築」を目標に、当面県内を5地域（群馬県では県内を5行政区に分けて、それぞれ地域行政機関を設置している。）に多文化共生の地域づくりを推進するための総合調整機能を付与し、地域デスク「多文化共生ネットワーク（地域名）」を設置し、この機関を中心に、以下の事業を実施する。諸施策に関するPCDAサイクルに造詣が深く、コーディネート能力を有し、その機関において様々な段階で県と連携できる中心的な人材の活用により、地域社会の安定と振興・活性化及び新産業の創出や新たな社会システムの構築を目指す。

#### 目標-1 地域の基盤づくり

(1) 県民の多文化共生への理解を深める

地域における多文化共生を進めていくためには、県民の多文化共生への理解を深めることが重要である。

そのためには、日本人も外国人も、互いの存在を尊重しあい、相互理解を深め、ともに地域を支えあう存在であることを認識することが必要となる。県民に対し、多文化共生の必要性や意義について十分に理解してもらい、多文化共生を推進しやすい環境をつくらなければならない。

特に、群馬県では、外国人は地域の産業を支える重要な役割を担っており、地域を活性化していくうえで欠かせない存在である。今後グローバル化の一層の進展や諸外国との経済連携等により、さらに外国人の受け入れは進むことが予想され、外国人とともに生き、ともに地域をつくっていくという認識が日本人県民には求められている。一方、外国人県民には、日本社会で暮らしていくうえで、日本人県民と同様に、生活者としての義務と責任を果たすことが求められている。そのうえでそれぞれの能力を発揮して、地域社会に参画することが多文化共生の地域づくりには不可欠である。すべての県民に対して様々な機会を通して、広報・啓発に努めるとともに、県民同士がお互いに啓発しあえる場づくりを進め、交流や意見交換等を通して多文化共生に係る知識と理解を深めてもらうことも重要である。

#### ア 多文化共生の理解を深める様々なイベントの実施

県民や企業、NPO等を対象に、多文化共生の理解を深めるため、ワークショップやシンポジウム、研修会等を実施する。

#### イ 広報活動による啓発の実施

県ホームページをはじめ、様々な媒体を使った広報活動等を通して、多文化共生の意義や必要性について周知する。

広報活動についても、県民の参画を促し、県民自らが多文化共生について考え、行動する環境を整えていく。

#### ウ 県民の自主的な活動への支援

地域において県民が主体となって行う交流イベントや住民の懇談会等は、多文化共生について考えてもらうよい機会である。こうした地域で行われるイベントを利用して、県民同士、あるいは県民と行政との意見交換を進め、多文化共生への関心を促す契機とする。

### (2) 外国人県民の自立と社会参画を進めるための環境を整備する

外国人県民にとっては、言語や生活習慣の違いから生活していくうえで多くの課題を抱えており、地域社会の中で支障なく生活を営んで行くためには、日本語の習得をはじめとしたコミュニケーション面や生活面での支援が必要である。同時に、外国人県民が社会に参画していくための仕組みづくりも考えていく必要があり、県政への参画機会の提供等の積極的な取り組みが求められている。

県は県としての取り組んでいくべき課題を整理し、市町村の意向を尊重しながら、必要な支援策を講じていく必要がある。

行政だけでなく、地域社会を構成する多様な主体が協働して施策に取り組むことが効果的であり、その協働できる環境を作るために、情報の提供や人材の育成等を進めていく必要がある。

#### ア 県が取り組むべき生活等の支援

##### ① 教育

子どもたちが健全に成長し、将来適切な進路を選択し、社会を支える存在となるよう子どもたちの教育環境を充実する。

県においては、日本語の学習支援、不就学対策、進路指導や就職支援、指導担当者の研修などの施策に市町村と役割分担をしながら取り組む。また、外国人学校に対してもその支援のあり方について検討する。

## ② 医療・保健・福祉

外国人県民は、言語の問題や医療保険の未加入等で医療機関に受診しにくい状況が生じている。

また、健康診断の機会も十分ではなく、母子保健や感染症など保健面でも課題があるほか、高齢者、障害者に対しても多言語での対応や文化的な配慮が必要である。

県では、医療通訳者の養成・確保や医療・保健・福祉の各情報の提供等、広域的、先導的な施策を行う。

## ③ 労働

ニューカマーと呼ばれる外国人県民については、間接雇用の形態で就労している場合が多く、非熟練労働者として不安定な就労環境にあることが指摘されており、そのことが地域生活を送るうえでも大きな影響を及ぼすと言われている。

就労環境に関わる指導等については国の所管であり、国の適切な対応が必要である。県は、群馬県労働局等国の機関や商工会議所等の経済団体、企業と連携して、外国人県民の就業支援、職業訓練等に関する効果的な施策について検討する。

## ④ 防災

言語面での障壁をもち、災害体験や防災への意識など防災環境が日本人県民と異なる外国人県民に対しては、災害発生時において特別な支援が必要である。

防災に関する基本的な意識啓発をはじめ、的確な情報の伝達など、外国人県民に対する災害対策の充実に向けて、市町村をはじめ、大学、NPOなどの民間団体、ボランティアなどと連携して取り組む。

## ⑤ その他地域の生活に係わる問題

外国人の集住する地域では、ゴミ出し、駐車、騒音などで住民間の摩擦や軋轢が生じており、市町村においては、その解決に苦慮しているのが現状である。

また、外国人が分散して在住する地域においては、外国人県民の孤立化などの問題も報告されている。

こうした市町村が直面している住民の生活問題に対して、県は、その解決に向けて必要な情報提供や住民の交流を推進するモデル事業等を実施して、市町村の取り組みを支援する。

## イ 県政に参画する機会の提供

県は、県民と行政が一体となった県民参加による県政を進めるため、すでに県民自治ネットワークの組織や県民意見提出制度などいろいろな方法で、県民の県政参画を推進している。

外国人県民にとっても、こうした組織への参加や制度の活用を容易にするために、言語的な支援等に配慮するとともに、県政への参画の必要性を広く啓発する。

## ウ 情報の効果的な提供

外国人県民が地域生活を送るには、行政情報や生活情報等地域生活で必要となる情報を的確に伝え、理解してもらうことが重要である。

そのためには、できるだけ多言語で情報提供することが効果的であり、英語、ポルトガル語など使用者の多い言語で提供することが必要である。また、現在群馬県には外国人登録者の国籍数が106か国あることを考えると、できるだけやさしく、理解しやすい日本語での提供も必要となってくる。

情報の伝え方についても、様々な手段や媒体の活用が必要であり、県においては、情報を提供しやすい、伝達しやすい仕組みについても検討する。

### (3) 多文化共生を推進するための体制を整備する

多文化共生施策を総合的、計画的に推進するために、県における推進体制を整備し、県としての方針の策定や情報発信、調査研究を進める。

#### ア 多文化共生推進組織の整備

多文化共生を推進するための庁内の部局横断的組織の設置や、県内関係機関、団体等からなる多文化共生の地域づくりを推進する組織の設置など、推進組織を整備する。

#### イ 法制度の改正等の働きかけ

多文化共生の地域づくりに必要な法制度の整備について、県の立場から国に対して必要な改正等を働きかけていく。

#### ウ 情報の収集、分析、発信や調査研究の実施

多文化共生の推進に資するための必要な情報の収集、分析、発信や多文化共生に係る実態調査など調査研究を進めていく。

## 目標2ー地域の各主体の連携・促進

### (1) 地域における各主体の連携・協働の促進

自治会、国際交流協会等の団体には、地域の在住外国人との積極的なコミュニケーションを推進する役割を持たせ、在住外国人のニーズに合った生活支援を提供し、団体の活動自体を地域の様々な主体の連携・協働の場として、学校、企業等、地域の各主体と連携し、活動内容を充実させていくための支援・誘導を行う。

在住の外国人労働者を雇用、あるいは労働力として受け入れている企業には、外国人労働者のよりよい人材としての育成に取り組み、経営の向上につなげることが期待される。そのため在住の外国人労働者の雇用に関する知恵の共有・ノウハウの伝達等の企業間の連携を進めるとともに、地域社会との連携・協働による外国人労働者の生活支援に取り組むための仕組みづくりを行う。

青少年・福祉・男女共同参画・人権・地域づくり・防災等地域において様々な活躍している様々な主体がそれぞれの持つ人材やノウハウ、ネットワーク等を連携させるためのマネジメントを行う。

### (2) 多文化共生の実現による地域の特性を生かした産業創出

地域の主体が情報を共有し、お互いに連携することにより単体では成しえなかった新しい産業の創出やシーズの発掘を支援する。また、外国人が暮らしやすい地域は同時に日本人にも住みやすい地域であり、そのための課題解決は新しいビジネスの創出のヒントとなる。コミュニケーション支援や情報提供は最もその可能性を包含するものであり、行政は各主体と共にその可能性を追求する。

初期は行政が先導支援を行うが、将来的には関係主体の自立を促す。また、そのために必要な資金の獲得につき必要な情報の提供や支援を行う。

### 目標3—地域における人材の活用

多文化共生の地域づくりを進めていくためには、より多くの主体の参加を促し、様々な主体の多文化共生に対する関心を高めるための取組の展開が必要である。

#### (1) 協働体制づくりへの支援及び人材の育成

多文化共生の地域づくりを支える協働体制づくりを積極的に支援するため以下の人材を養成し、養成した人材についても、積極的に活用していく。

- 1) 高度に専門的な知識を有する。
- 2) 地域の中で様々な主体をコーディネートできる。
- 3) 外国人住民と日本人住民の間に立ちそれぞれの立場で実践を構想できる。
- 4) 日本語学習や防災などの支援活動や交流活動などを指導できる。
- 5) 必要な体制を構築していくことができる。

特に、人材の活用については、これまですでに先進的な取り組みをしている大学と連携する等効果的に実施することにより、専門職として、あるいはボランティアとして地域で活躍できる人材の自治体施策での活躍が可能になる。

群馬大学が養成した人材を「多文化共生推進士」として、群馬県が認定し活用することにより、地域ごとの課題や状況に対応した「多様な主体が参加・協働して支え合うシステムの構築」を行う。

### 5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

### 5-3 その他の事業

#### 5-3-1 支援措置を活用して行う事業

科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム（文部科学省）

【B0801】

#### 【多文化共生推進士養成ユニット】

群馬県は、群馬大学と連携して多文化共生に高い関心と実践意欲を持つ社会人を対象に「多文化共生推進士」の認定を行う。「多文化共生推進士」とは、多文化共生の視点に立って地域や職場を見直し、課題を解決する人材のことである。群馬大学が提供する教育課程を修了した者は、群馬大学学長から「多文化共生推進士」養成プログラムの履修証明書が授与されるとともに、群馬県知事が「多文化共生推進士」の認定証を授与する。

##### ① 養成の対象者、養成すべき人材像

養成の対象者は、外国人と日本人が混在する社会や職場での問題に深い関心を持ち、その解決に寄与しようとする社会人である。具体的には、教員・医師・看護師・行政関係者・警察・社会福祉士等の専門職、外国人を雇用する企業関係者、外国人学校関係者、日本での永住や起業を希望する在日外国人、地域で日本語教育や国際交流を推進するボランティア等が想定される。また、学部学生も意欲のある者は受講することができる。

養成すべき人材像は、生まれ育った文化や社会の違いを活かす「共生マインド」を持ち、次の3つの実務を遂行できる人材を指す。すなわち、(1)地域や職場の多文化の現状を的確に把握し、その問題を構造的に分析できる、(2)問題解決の成功事例・失敗事例をその要因とともに理解し、地域や職場の実情にあった効果的な解決策を企画できる、(3)構想した企画案を実効性と持続性のある実践に導くことができる、である。

## ② 養成修了者の活躍の場、地域再生への具体的な貢献

養成修了者の活躍の場として次の4つの場が想定される。第一は、養成修了者が所属する職場と地域である。「多文化共生推進士」の養成課程で、所属する職場または地域を対象に課題を抽出し、分析、企画、実践する体験を積むことになる。養成修了後は、修了者自身が、イニシアティブを持って、継続的に多文化共生の視点から職場や地域の環境改善をはかり、システムを構築することが期待される。群馬大学及び群馬県は、養成修了者の要請に応じて必要なサポートを行う。第二は、養成修了者のもつ専門性が求められる領域である。群馬大学「多文化共生推進センター（仮称）」や群馬県国際課が企画する各種プロジェクトに、企画の段階から参画することができる。養成修了者の専門性と経験が発揮されることが期待される。第三は、「多文化共生推進士」等人材育成の場である。・群馬大学「多文化共生推進センター（仮称）」に「地域協働スタッフ」として登録され、「多文化共生推進士」の育成に携わることができる。具体的には、「多文化共生推進士」養成過程にある人々への相談業務や、実務教育にあたる。また、群馬大学「多文化共生推進センター（仮称）」に依頼される外部研修を分担することができる。第四は、新産業創出の場である。「多文化共生推進士」養成課程の実務教育段階では、受講者が企画を実践・検証する場が提供される。その成果をシーズに、養成修了者は起業や新たな産業創出に挑戦する場合、群馬大学・群馬県から直接・間接的なサポートが得られる。

地域再生への具体的な貢献としては、第一に、分析力・企画力・実践力の3つの力を兼ね備えた「多文化共生推進士」を、教育・医療・行政・防災・防犯・企業・コミュニティ等の多様な領域に輩出できること、第二に、「多文化共生推進士」の活躍によって、地域や職場における異文化間の摩擦や訴訟が回避され、在日外国人と日本人が互いを活かす環境が築かれること、第三に、「多文化共生推進士」の活躍によって、多文化共生の視点から新たな産業が創出される可能性が生まれることが挙げられる。特に第三点については、製造業における間接雇用が大半を占める外国人労働者の就労形態が、経済不況下に外国人労働者の大量解雇を引き起こすという社会基盤を構造的に変革する可能性がある。外国人労働者にも製造業以外のジョブチャンスを提供し、不況に左右されない地域再生を実現する可能性がある。

### 5-3-2 支援措置以外の施策

多文化共生の視点を取り入れた地域形成に向けたプロジェクト

群馬県における多文化共生の地域づくりの仕組みを形成するために有効なプロジェクト



トとして、以下が想定される。

1) 「多文化共生社会の形成に向けた情報提供システムの構築事業」

地域の各主体に対し、多文化共生に関する情報の提供と、地域の他の主体と出会う機会を充実させることで連携・協働を進める。

I Tを活用した情報提供システムの構築により提供したい情報と受けたい情報のマッチング及び効果的な提供システムを目指す。

情報や課題を共有する場を提供し、地域の各構成員が地域での生活上の課題やそれぞれの思いを共有する場を多様な形で展開することで連携・協働を進める。

2) 「人と人をつなぐ人材育成プロジェクト」

地域の人々をつなぐことが重要であるが、それに取り組む人材を育成することで、地域の各構成員の連携・協働を進める。また、次世代の人材育成のための取組として子どもや青少年といった次世代の人材を育成することにより、地域の各構成員の連携と協働を進める。

3) 「地域コミュニティ交流促進プロジェクト」

在住外国人と日本人住民が、日常生活レベルでの深い交流をねらった取組は、地域の各構成員の連携と協働を進める。また、異業間の交流による単独業種では想定できない新しい産業や雇用の創出が期待できる。

## 6 計画期間

承認された日から平成26年3月まで

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

本計画の目標の達成状況にかかる評価については、県が設置する多文化共生地域づくり委員会（仮）において行う。

## 8 地域再生計画の実施に関し、当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし